

## 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(’15. 4. 1、’17. 2. 28、’18. 11. 27、’19. 3. 28)

### (目 的)

- 第 1 条 この規程は、神戸松蔭女子学院大学（以下「本学」という。）における研究者等の研究活動上の不正行為を防止するとともに、研究活動上の不正行為が行われたとき、またはその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

- 第 2 条 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動を行っている者をいう。
- 2 この規程において「研究活動上の不正行為」とは次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合に限る。
- (1) 捏造  
存在しないデータ、研究結果を作成すること。
- (2) 改ざん  
研究資料・機器・過程を変更する操作を行いデータ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用  
他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

### (総 括 者)

- 第 3 条 本学における研究活動上の不正行為の防止等に関しては、研究担当の副学長（以下「副学長」という。）が総括し、研究活動上の不正行為が行われたとき、またはその恐れがある場合には、厳正かつ適切に対応する。
- 2 副学長は、所属する研究者等に対し、研究倫理教育を定期的に行う。

### (部局の長の責務)

- 第 4 条 部局における研究活動上の不正行為の防止等に関しては、部局の長が総括し、第 8 条の規定による通知を受けたときは、第 9 条に定める予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

### (研究者等の責務)

- 第 5 条 研究者等は、高い倫理性を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。また、不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、本学が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究ノート、研究データ、調査結果等の研究資料を原則として5年間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。なお、保存・管理期間は法令や関連学会の指針による。
- 4 研究者等は、この規程に従い、かつ第 10 条から第 16 条までに定める調査等に協力しなければならない。

(受付窓口)

第 6 条 本学における研究活動上の不正行為に関する告発および告発に関する相談（告発までに至らない段階の相談をいう。）に対応するため、企画部に受付窓口を置く。

(告発の方法)

第 7 条 告発は、文書（ファックス、電子メールを含む。）による提出、または電話もしくは面談により行うものとする。

2 前項の文書は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等またはグループ等の氏名または名称

(2) 研究活動上の不正行為の具体的内容

(3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

3 受付窓口は、前項各号の内容の一部または全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示することがある。

4 受付窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに副学長に報告するとともに、告発を受け付けた旨を当該告発者に通知する。この場合において、受付窓口は、告発者に対し、更に詳しい情報の提供もしくは告発に基づいて行う調査等への協力について依頼することがある。

5 受付窓口は、告発の対象に他機関に所属する者が含まれる場合または告発の対象もしくは内容が本学に該当しない場合は、当該他機関の長に告発を回付する。ただし、本学に該当しない場合にあつては、告発者に回付先その他必要な事項を通知し、その同意を得るものとする。

6 第 1 項および第 2 項に定めるもののほか、副学長は、報道等により、または学会、他機関から研究活動上の不正行為が指摘された場合や、匿名での告発があつた場合に、第 1 項の告発があつたものとみなすことがある。

(告発に係る事案の調査)

第 8 条 副学長は、第 7 条第 4 項の規定による報告を受けたときは、被告発者の所属する部局（以下「当該部局」という。）の長（当該部局の長が告発の対象に含まれているときは、告発の対象に含まれていない部局その他これに代わる者とする。）に通知するとともに、次条から第 15 条までに定めるところにより、当該告発がなされた事案について、必要な調査等を行わせる。

2 前項に定めるもののほか、副学長は、報告の内容が不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められているものであるときは、速やかに、前項の規程による調査等を行わせ、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行う。ただし、告発の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、被告発者の所属する研究機関に事案を回付する。

(告発に対する予備調査)

第 9 条 副学長は、第 7 条第 4 項の規程による報告を受けたときは、速やかに、予備調査委員会を設置する。予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施し、副学長が報告を受けた日から原則として 30 日以内に、予備調査の結果を副学長に報告する。

2 予備調査に関する細則は別に定める。

(本 調 査)

第 10 条 副学長は、前条の予備調査の結果等に基づき、告発がなされた事案について、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか、速やかに決定する。

- 2 前項の場合において、副学長は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
- 3 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から原則として 30 日以内に、本調査を行う。
- 4 副学長は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者および被告発者に通知するとともに、当該資金配分を受けた機関（以下「資金配分機関」という。）および文部科学省に本調査を行うことを通知する。

(調査委員会)

第 11 条 調査委員会は、原則として次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長
  - (2) 告発の対象となっている研究分野の教職員 1 名
  - (3) 告発の対象となっている研究分野の教職員で、他機関に所属する者 3 名以上
  - (4) その他副学長が必要と認める者
- 2 調査委員会の委員の半数以上は、神戸松蔭女子学院大学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
  - 3 調査委員会の委員の通知と交代に関する細則は、別に定める。

(調査方法・権限)

第 12 条 調査委員会における調査は、告発において指摘された研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査および関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ、被告発者に対して、再実験等を要請して必要資料の提出を求め、これに基づく調査等を行うものとする。

- 2 前項の調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合には、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む。）に関し、機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
- 3 被告発者は、前項の弁明の機会において、告発の内容を否認するときは、研究が科学的に適正な方法および手続に則って行われたことならびに論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることについて科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 4 調査委員会は、第 1 項の調査等の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 6 第 1 項の規定にかかわらず、調査委員会は、調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被告発者の研究を調査の対象とすることがある。
- 7 調査委員会は、第 1 項および前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

- 8 調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータまたは論文等の研究上もしくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（告発者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲外に漏洩することのないように配慮する。

（認定）

第 13 条 調査委員会は、調査の開始後原則として150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ調査の結果をまとめ、副学長に報告する。

- (1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か
- (2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割
- (3) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、あわせて告発が悪意に基づくものであったか否か

（調査結果の通知）

第 14 条 副学長は、第13条の調査の結果を、速やかに、告発者および被告発者ならびに学長および被告発者が所属する部局の長に通知するとともに、被告発者に他機関に所属する者がある場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、副学長は、資金配分機関および文部科学省に対しても当該調査の結果を通知する。
- 3 副学長は、第 13 条の調査の結果、告発が悪意に基づくものであると認定されたときは、告発者が所属する部局（他機関に所属する者であるときは、当該他機関）の長に通知する。

（不服申立て）

第 15 条 第13条の調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被告発者は、前条第1項の通知を受けてから14日以内に、副学長に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 第 13 条の調査の結果、当該告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、前条第 1 項の通知を受けてから 14 日以内に、副学長に対し、不服申立てをすることができる。
- 3 副学長は、第 1 項の不服申立てを受けたときは、その旨を告発者に通知し、当該資金配分機関および文部科学省に対してもその旨を通知する。
- 4 副学長は、第 2 項の不服申立てを受けたときは、告発者が所属する部局の長および被告発者に通知し、告発者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該資金配分機関および文部科学省に対してもその旨を通知する。

（不服申立ての審査および再調査）

第 16 条 不服申し立ての審査および再調査に関する細則は、別に定める。

（調査結果の公表等）

第 17 条 副学長は、第13条の調査委員会の調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属および氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 副学長または調査委員会が公表時までに行った措置の内容

- (4) 調査委員会委員の所属および氏名
  - (5) 調査の方法、手順等
  - (6) その他必要と認める事項
- 2 副学長は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、被告発者の所属および氏名、調査委員会委員の所属および氏名、調査の方法、手順等とする。
  - 3 副学長は、調査結果の報告において、当該告発が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、告発者の所属および氏名を公表する。
  - 4 副学長は、調査結果に基づく公表を行うときは、第 15 条第 1 項および第 2 項の規定による不服申立ての期間ならびに第 16 条の規定による再調査の後に行うものとする。

(調査中における一時的措置)

第 18 条 副学長は、第10条の本調査を行うことを決定したときは、第13条の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることを学長、当該部局の長、その他の関係者に求めることができる。

(告発者および被告発者に対する措置)

第 19 条 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者および不正行為が認定された論文の内容について責任を負う者として認定された著者に対して、本学の規程に基づき適切な処分を行う。また不正行為と認定された論文などの取り下げを勧告する。

- 2 学長、副学長および部局の長は、告発（告発に関する相談を含む。）をしたことを理由として、当該告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長、副学長および部局の長は、単に告発があったことをもって、当該告発等に係る被告発者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(守秘義務)

第 20 条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。業務に従事しなくなった後も、同様とする。

- 2 この規程に定める業務に携わるすべての者は、調査で得られた個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。業務に従事しなくなった後も、同様とする。
- 3 副学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者および被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、教学委員会の審議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、2019年3月28日より改正施行する。

## 研究活動上の不正行為に対する告発に関する細則 (2015年3月10日制定)

(告発に関する相談の方法)

- 第 1 条 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 6 条に定める告発に関する相談は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を受付窓口に提出もしくは送付するか、あるいは電話もしくは面談により行うものとする。
- 2 受付窓口は、前項の相談を受け付けた場合において必要と認めるときは、当該相談者に対して告発の意思を確認し、または告発に準じて取り扱うことができるものとする。

(告発に関する予備調査)

- 第 2 条 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 9 条に定める予備調査委員会は、副学長が研究倫理委員会の審議を経て指名した、当該部局の長を含めた 3 名の委員によって構成する。
- 2 予備調査委員会は次の各号に掲げる事項について予備調査を行う。
- (1) 当該告発がされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
  - (2) 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 7 条第 2 項第 3 号の規定により示された科学的合理的理由
  - (3) 告発がされた事案にかかわる研究の公表から告発がされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否かなどの告発内容の合理性、調査可能性
  - (4) その他必要と認める事項
- 3 前項に定めるもののほか、予備調査委員会は、次の各号に掲げる事項を当該調査結果の報告と同時に副学長に通知するものとする。
- (1) 本調査の要否
  - (2) 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 18 条による措置に関する意見等
  - (3) 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該告発が悪意に基づくものである可能性
- 4 予備調査委員会は、第 2 項の予備調査の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 6 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し判断するものとする。
- 7 副学長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、副学長は予備調査に関わる資料等を保存し、その事案に係る配分機関等および告発者の求めに応じ開示する。
- 8 副学長は、前条の予備調査の結果、告発が悪意に基づくものと判断されたときは、告発者が所属する部局または他機関の長にその旨を通知する。

(調査委員会の委員の通知と交代)

- 第 3 条 副学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属および氏名を告発者および被告発者に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた告発者および被告発者は、当該通知を受けた日から 7 日以内に異議申立てをすることができる。
  - 3 前項の異議申立てがあった場合、副学長はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させる。
  - 4 副学長は、前項の審査の結果ならびに委員を交代させたときは当該調査委員の所属および氏名を告発者および被告発者に通知する。

(不服申立ての審査および再調査)

- 第 4 条 副学長は、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 15 条第 1 項または第 2 項の不服申立てを受けたときは、調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員会の委員を交代させ、または新たに調査委員会を設置するものとする。
- 2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに副学長に報告する。また、副学長は不服申し立ての却下又は再調査の開始の決定のいずれであっても、当該資金配分機関および文部科学省に報告する。
  - 3 副学長は、被告発者および告発者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被告発者に対し、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 13 条の調査結果を覆すにたる資料の提出その他当該事案の、速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被告発者が必要な協力を行わないときは、調査を行わず、または打ち切ることができる。
  - 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、不服申立を受けた日から原則として 50 日（研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 15 条第 2 項の不服申立の場合にあっては 30 日）以内に、調査結果を副学長に報告する。
  - 5 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 14 条各項の規定は、前項の再調査結果の通知に準用する。この場合において同条第 1 項および第 3 項の規定中「第 13 条」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(その他必要事項)

- 第 5 条 調査委員会が行う本調査および不服申立の審査に関し必要な事項は、調査委員会の審議を経て、副学長が定める。

(調査資料の提出)

- 第 6 条 副学長は、資金配分機関から要求があるときは、当該調査に係る資料を提出し、または閲覧させることがある。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(認定後の措置)

- 第 7 条 副学長は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 18 条の規定により講じられた措置の延長を学長、当該部局の長、その他の関係者に求めることができる。

- 2 副学長は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 13 条第 7 項および第 18 条の証拠保全の措置その他当該通報等に基づき講じた一切の措置を解除し、当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者または関係機関に周知するなど、研究活動上の不正行為を行われていないと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 3 前 2 項の場合において、副学長は、調査結果について、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 15 条の不服申立てがあったときは、前 2 項により講じた措置を保留し、または前条の措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。
- 4 前項の措置を講じた場合において、副学長は、当該不服申立に関し、第 4 条第 4 項の規定による調査結果の報告を受けたときは、当該報告に基づき、第 1 項または第 2 項に定める措置および必要に応じて研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 17 条の規定による公表の措置を講じるものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教学委員会の審議を経て学長が行う。

附 則 この細則は、2019 年 3 月 28 日より改正施行する。